

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考												
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第10条 省略 (附属施設)</p> <p>第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施設」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="219 671 925 898"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 3 省略</p> <p>第12条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別 表 省略</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>第1条～第10条 省略(現行どおり) (附属施設)</p> <p>第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施設」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1059 671 1765 935"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設 <u>フロンティア農学教育研究センター</u></td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略(現行どおり) 3 省略(現行どおり)</p> <p>第12条～第27条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) <u>附 則(20 経教 規則第13号)</u> <u>この規則は、平成20年7月28日から施行し、平成20年6月18日から適用する。</u></p> <p>別 表 省略(現行どおり)</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設 <u>フロンティア農学教育研究センター</u>	工学部	ものづくり創造工学センター	
学部名	附属施設名													
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設													
工学部	ものづくり創造工学センター													
学部名	附属施設名													
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設 <u>フロンティア農学教育研究センター</u>													
工学部	ものづくり創造工学センター													